



山元発第1301号

令和2年6月22日

宮城県知事 村井 嘉浩 様

山元町長 齋藤 俊夫



(仮称) 宮城県山元風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

令和2年5月20日付け、環対第84号で通知のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

- (1) 本事業検討エリアは、亘理町との町界から山元町側へ約3.04kmの範囲内において、大規模な風力発電事業を想定するものであることから、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)において、風力発電機の配置等の具体的な内容を明らかにすること。
- (2) 環境影響評価の実施に当たっては、基礎資料の収集に十全を期し、最新の知見及び評価方法を採用するとともに住宅の分布、風況、その他自然状況等の多面的な視点から事業計画に関する複数案を検討し、綿密な調査の実施により、風力発電施設並びに関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小となる計画とすること。
具体的には、事業実施想定区域から、まとまりのある自然植生、希少な動植物の生息地等の地域を極力除外すること。また、近隣住民の住居環境、保安林の機能、景観資源、交通、電波通信等に支障を来さないようにすること。
- (3) 本事業検討エリアの近隣には、大規模な養豚場の建設計画があり、肥育等への影響に配慮すること。
- (4) 本事業計画の実施に当たっては、地元住民の理解が不可欠であることから、必要な情報の事前周知及び十分な説明と意見の聴取を行い、地元住民の懸念事項の的確な把握に努めること。特に事業実施想定区域及びその周辺は、漁業権の設定並びに



県内有数のサーブスポットでもあることから、当町及び関係者と十分に協議調整を行うこと。また、環境影響評価図書の縦覧に当たっては、事業の周知徹底を図るとともに、住民の利便性向上及び情報公開に努めること。

- (5) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度(FIT)による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。また、本事業計画が山元町の自然環境を改変して実施されることを十分に認識し、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるように企画し計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

2 大気質について

建設機械や輸送車両等から発生する排出ガス等による影響が懸念されるため、資材の輸送経路や気象を含む地域特性を踏まえ、造成工事、工所用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉塵等について、当該区域周辺への影響を適切に調査、予測及び評価できる方法を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

3 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 事業実施想定区域では騒音、振動及び低周波音(以下「騒音等」という。)による影響が懸念されるため、造成工事の施工、工所用資材の輸送や供用時の騒音等について、地元住民の生活環境等への影響を適切に調査予測及び評価できる方法を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。
- (2) 風力発電機の稼働に伴い発生する騒音等の十分な低減のため、風力発電の機種、配置や基数を工夫するとともに、騒音等の低減に有効な装置の導入等を検討すること。
- (3) 騒音等の聞こえ方には個人差があり、住宅の立地環境や居住環境も異なることから、調査、予測及び評価を行うに当たっては、環境省が平成29年5月26日に公表した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」の内容を参考に、過去の被害事例等も調査し、風力発電機の配置、稼働制限等の措置を含め、現実の風向きによる影響を反映する等、調査計画を綿密に策定し、それらの結果を方法書に具体的に記載すること。

なお、翼の回転による振幅変調音及び内部の増速機や冷却装置から生じる純音性成分が、地元住民のアノイアンス(わずらわしさ)につながる可能性及び当該影響が

確認された場合の対策についても検討すること。

4 地形・地盤について

大型の風力発電機は安定した地盤上に建設されることが不可欠であることから、地盤調査を十分に実施して適切な施工計画を策定すること。なお、事業実施想定区域は砂浜であることから、工作物周辺の漂砂による被害防止対策について十分に検討すること。

5 水環境について

事業実施区域及びその周辺には、生活用水として地下水を利用している住宅も存在していることから、地下水への影響調査を十分に行い地下水汚染防止対策について十分に検討すること。

6 風車の影について

事業実施想定区域及びその周辺には、耕作地等が存在し施設の稼働による風車の影が生じる範囲を綿密に検討し、耕作地等に風車の影が極力かからない配置計画とすること。

7 動植物・生態系について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺には環境省レッドデータリストの掲載種が確認されていることから、本事業計画の実施により、動植物及び生態系への影響が懸念される。このため、工事用資材の輸送、造成工事等の施工、風力発電機の建設等により生じる動植物及び生態系への影響を適切に調査、予測及び評価できる方法を検討し、その結果を方法書に記載すること。
- (2) 事業実施区域及びその周辺では、希少猛禽類が確認されているほか、渡り鳥の飛来地が存在することから、本事業計画の実施により風力発電機への衝突事故及び鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電機の配置等の検討にあたり、専門家等の助言や最新の知見をもとに鳥類への影響を徹底的に調査、予測及び評価できる方法を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。
- (3) 本事業計画の実施により、台風、高潮時に河川へ土砂や濁流の逆上りが懸念されることから水生生物の調査地点を可能な限り多く設け、これらの影響を可能な限り回避する計画とすること。

8 景観について

- (1) 風力発電機の大きさ、塗色、配置等については、供用時に圧迫感や威圧感を感じ

させる等景観への影響が懸念されることから、風力発電機の配置等の検討に当たっては、主要な眺望点からの眺望や景観資源の利用状況等を把握した上でそれらへの影響を適切に評価できる方法を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

- (2) 本事業計画が実現すると、多くの風力発電機が設置され、古くから地元住民等が慣れ親しんできた郷土の景観にも大きな影響を及ぼす可能性があるため、適切な場所に調査地点を選定し、遠景についても検討を加えること。また、事業実施想定区域周辺に所存する住宅からの風力発電機の見え方についても予測すること。なお、景観の評価に当たっては、視野角だけではなく、二列配置や等間隔に設置されているか否か等の風力発電機の並び方についても複数案を検討すること。
- (3) 主要な眺望点のうち深山及び四方山頂からの眺望は当町の魅力における重要な要素である。このため、今後風力発電機の設置等を検討するに当たり、風力発電機の垂直見込角に留意して主要な眺望点からの眺望、景観に重大な影響を及ぼすことのないように配慮すること。

9 廃棄物について

- (1) 本事業計画の実施により工事中に相当量の建設残土の発生が想定されることから、発生量の予測等を行ったうえで、法令に基づき適切に処理する計画とすること。
- (2) 風力発電機の耐用年数や更新時期についてあらかじめ考察を加え、事業終了後を含めた将来、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画を策定すること。

10 電波障害について

風力発電機の設置による電波障害の影響を適切に評価できる方法を検討し、その結果を方法書に記載すること。

11 その他

- (1) 資材の運搬等のために使用することが想定される事業実施区域及びその周辺の道路について、交通安全対策を十分に検討すると共に道路に損壊を与えないよう十分に配慮すること。また、既存道路と進入路を含めた工事用道路とのアクセスなど、道路環境の整備についても十分に配慮すること。
- (2) 計画施設の稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等について、あらかじめ検討し、その内容を方法書に記載すること。
- (3) 本事業計画の推進に当たっては、必要に応じて当町及び関係機関と協議すること。

- (4) 住民感情に配慮し事業実施区域及びその周辺住民に自然環境の保護や低周波による人体への影響、騒音対策について機会をとらえてしっかりと説明を行い、理解を得ること。